

解散法人の課税売上も判定対象に

5億円超の判定は基準期間のない事業年度の前々事業年度で

要約

- 消費税法等一部改正法案、①新設法人を「50%超」保有する事業者と「特殊な関係にある法人」の課税売上高が5億円超、②新設法人の設立日or事業年度開始日前1年以内に「特殊な関係にある法人」が存在し、その課税売上が5億円超なら、新設法人を免税事業者とせず。
- 5億円超か否かは、基準期間がない事業年度の前々事業年度で判定。

消費税法等の一部を改正する法律案が3月30日に国会に提出され、事業者免税点制度の見直しに関する条文が明らかになった。

本誌既報のとおり（444号10頁参照）、条文において注目されるのは、“三重”の悪用防止措置が講じられている点だ。

新設法人を直接または間接に「50%超」保有する事業者の課税売上高が「5億円超」である場合、当該新設法人は免税事業者とならない（改正法12条の3①）ことは、2月17日に公表された社会保障・税一体改革大綱にも既に明記されていた。

法案ではさらに、たとえ新設法人を直接または間接に50%超保有する事業者の課税売上高が「5億円以下」であったとしても、次の二つのパターンでは、新設法人を免税事業者としない旨を明記している。

第一のパターンが、当該50%超保有す

る事業者と「特殊な関係にある法人（実質100%出資法人）」の課税売上高が5億円超である場合だ（改正法12条の3①）。

さらに第二のパターンとして、新設法人の設立時点では（解散により）もはや上記「特殊な関係にある法人」が存在していなかったとしても、「新設法人の設立日前1年以内」又は「（新設法人の）基準期間がない事業年度開始日前1年以内」に「特殊な関係にある法人」が存在し、その課税売上高が5億円を超えていれば、やはり新設法人は免税事業者とされない（同②）。

整理すると、たとえ「50%超保有する事業者」および当該50%超保有する事業者と「特殊な関係にある法人」の課税売上高がいずれも5億円以下でも、①新設法人の設立日前1年以内、又は②「（新設法人の）基準期間がない事業年度開始の日」前1年以内に解散した法人が解散日において「特殊な関係にある法人」に該当し、その課税売上高が5億円超ならば、新設法人は免税事業者とはならないということだ。

なお、課税売上高が5億円超であるかどうかは、「（新設法人の）基準期間がない事業年度開始の日」の属する事業年度の“基準期間に相当する期間”の課税売上高で判定される。すなわち、通常であれば基準期間がない事業年度の前々事業年度によって判定されることになる。